

《建設工事請負契約に関する注意事項》

1 契約保証について

請負代金額（税込）が500万円以上の建設工事は契約保証が必要となります。

令和6年4月1日以降、一部の契約保証については、従来の紙媒体での契約保証に加え、電子媒体での契約保証の対応が可能となりましたので積極的にご利用ください。

◎契約保証は、次のいずれかを選択してください。

	保証の種類	取扱機関	電子媒体
①	保証事業会社の保証	東日本建設業保証株式会社（注1）	○
②	履行保証保険	損害保険会社	○（注3）
③	公共工事履行保証証券（履行ボンド）	損害保険会社	○（注3）
④	金融機関の保証	銀行等の金融機関（注2）	×（紙媒体のみ）
⑤	現金の納付	契約課工事契約係へお問い合わせください	×（紙媒体のみ）
⑥	有価証券等の提供	契約課工事契約係へお問い合わせください	×（紙媒体のみ）

（注1）「西日本建設業保証株式会社」、「北海道建設業信用保証株式会社」も手続き可能です

（注2）出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 第3条の金融機関

⇒銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、労働金庫、農業協同組合など

（注3）公共工事履行保証証券等における保証証券等確認システム（WEB プラットフォーム）を利用している損害保険会社のみ

・落札日から契約締結日までの間に契約保証の手続を済ませ、速やかに契約書とともに契約保証に係る証書等を提出してください。上記①～③の電子媒体での契約保証を利用する場合は、以下の「電子媒体の手続きについて」の手続きを行った上で、契約書を提出してください。

・契約保証の額は、請負代金額（税込）の100分の10以上です。

保証（保険）期間は、工期を含んでください。

保証債務履行の請求の有効期限は、保証期間経過6か月以上確保してください。

- ・①～④の保証、保険等に関する具体的な内容・手続方法などについては、それぞれの取扱機関に直接お問い合わせください（**上記①～③の電子媒体での契約保証を利用する場合は、以下の「電子媒体の手続きについて」ご確認願います**）。また、保証・保険契約の締結に先立って事前の準備（審査・調査など）が必要となる場合がありますので、予めそれぞれの取扱機関にご確認ください。
- ・⑤～⑥の場合は、必ず納付手続前日までに来庁日時（午後2時まで）・持参金額を電話連絡のうえ、契約課までお越しください。また、納付手続は、契約締結日当日までに行う必要があります。なお、納付時の領収書の原本（赤色）は、工事目的物引渡後の保証金払出請求時に必要となりますので、紛失しないよう大切に保管してください。

・①～③の電子媒体（電子保証）の手続きについて

手順1 契約保証にかかる【電子保証】の手続を行ってください。

① の場合…東日本建設業保証株式会社の下記H Pを参考にしてください。

<https://www.ejcs.co.jp/e-surety/how-to-use/>

② ・③の場合…一般社団法人日本損害保険協会の下記H Pを参考にしてください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/syouken/kakunin/a5663v00000001sv-att/manual.pdf>

手順2 保証事業会社から提供のありました「認証キー」（※損害保険会社の場合「閲覧用URL」と「保証契約番号」（※損害保険会社の場合「閲覧用パスワード」）を、以下のL o G o フォームにて、送信願います。

L o G o フォーム URL <https://logoform.jp/f/cNpYg>

2 前金について

請負代金額（税込）が300万円以上の建設工事は、前金や中間前金の請求が可能となります。

令和6年4月1日以降、東日本建設業保証株式会社（注）の前払金保証についても、従来の紙媒体での前払金保証に加え、電子媒体での前払金保証の対応が可能となりましたので積極的にご利用ください。（中間前払金保証も同様です）

・東日本建設業保証株式会社の電子媒体（電子保証）の手続きについて

手順1 東日本建設業保証株式会社と前払金保証にかかる【電子保証】の手続を行ってください。また、保証契約の締結に先立って事前の準備（審査・調査など）が必要となる場合がありますので、東日本建設業保証株式会社にご確認ください。東日本建設業保証株式会社の下記H Pを参考にしてください。

<https://www.ejcs.co.jp/e-surety/how-to-use/>

手順2 前金請求時に保証事業会社から提供のありました「認証キー」と「保証契約番号」（※電子保証の内容を確認するためもの）を前金請求書に記載の上、前払金保証を除く前金請求書などを従来どおりの提出先である工事管理課に提出願います。

（前払金保証にかかる電子保証の「認証キー」や「保証契約番号」は契約保証のものとは、別の番号等が付番されます。）

（注）「西日本建設業保証株式会社」、「北海道建設業信用保証株式会社」も手続き可能です

3 契約書の作成方法について

以下の順番で製本テープなど活用し、契約書を2部製本（作成）してください。順番が多少前後しても問題はありません。受注者の押印箇所は、契約書表紙の受注者名部分（右下）、印紙貼付部分（印紙の添付自体は1部のみ）、製本テープなどを活用し製本した部分（表と裏）です。契約書から分離する図面においては、お手数ですが図面1枚ごとに図面の右下部分に押印をお願いします。

【法人】役職印

【個人】個人印

《使用印鑑の一例》



- ① 契約書表紙
- ② 川口市建設工事請負契約基準約款
- ③ リサイクル法関係の様式

※工事担当課の承諾印（承諾日は落札決定日から契約日の日付）のあるもの

※別表は綴らない。

- ④ その他特記事項の資料（債務負担行為設定案件に関する特記仕様書、支払に関する特記事項、週休 2 日制モデル工事特記仕様書など）
- ⑤ 質疑応答書
- ⑥ 仕様書や図面（A 2 や A 3 サイズなどの建築関係の図面については、これまで通り A 4 サイズに織り込んでいただき、図面を開けるようにしてください）

なお、上記③～⑤については、該当する場合のみであり、該当する場合は契約書（案）と併せて資料を配付します。また、本紙は綴らないこと。

4 中間前金払と部分払の選択に係る届出書について

請負代金額（税込）が 300 万円以上の建設工事の契約を締結し、中間前金払又は部分払を請求する場合は、契約課に提出してください。また、従来の紙媒体での提出に加え、電子媒体（以下、L o G o フォーム）での提出も可能となりましたので積極的にご利用ください。なお、中間前金払又は部分払のいずれも請求する予定がない場合は、提出する必要はありません。

L o G o フォーム URL <https://logoform.jp/f/cNpYq>

5 建設業退職金共済制度への加入等について

1 件あたりの請負代金額（税込）が 500 万円以上の工事請負契約を締結した場合は、建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後 1 か月以内に工事担当課に提出してください。期限内に提出ができない場合は、建設業退職金共済証紙購入状況報告書の遅延理由申出書を提出してください。

また、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書についても、工事完了後、工事担当課に提出してください。

報告書の様式は川口市の下記HPからダウンロード願います。

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01050/040/4/2573.html>

なお、500 万円未満の工事請負契約につきましても、建退共の趣旨に則りご対応・ご協力をお願ひいたします。

※ 建退共制度の問合せ先：勤労者退職金共済機構 埼玉支部 048-861-5111

6 技術者の適正な配置について

専任の主任技術者・監理技術者については、3か月以上の雇用関係が必要となります。なお、現場代理人と非専任の主任技術者については、この限りではありません。

7 下請契約における代金支払の適正化について

下請契約における請負代金額の設定及び代金支払の適正化等、元請下請取引の適正化に努めてください。また、工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できるかぎり市内業者から選定するよう努めてください。

8 経営事項審査について

経営事項審査の有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年営業年度終了後、決算が確定したい速やかに手続を行ってください。

※ 手続終了後、新しい総合評定値通知書を取得したら、通知書の写しを下記LoGoフォームにて送信してください。

LoGo フォーム URL <https://logoform.jp/f/WI1L>

「川口市契約課ホームページ」から、契約に関する情報を

提供しておりますので、是非ご覧ください！！

～ アクセス方法 ～

川口市ホームページ ⇒ 「組織から探す」 ⇒ 「理財部 契約課」
をクリック をクリック

川口市 理財部 契約課 工事契約係
TEL:048-258-1237(直通)
048-271-9504(直通)
FAX:048-258-6161